



CONTENTS

村からのお知らせ	2～10
・国民健康保険について	
・木造住宅耐震改修補助金について	
保健相談センター	11
暮らしの情報	12～13
カレンダー	14
話題あれこれ	15
イベント情報・文化財	16

「3年2組 感謝祭」

榛東中学校3年2組が「15年間私たちを育ててくれた方々に感謝を伝えたい」という思いから、感謝祭を開催しました。

お祭りの雰囲気が出せるように、総合的な学習の時間を使い、様々なブースを考え、準備しました。当日は多くの方々が登場し、大成功の感謝祭となりました。

テーマは

祭

わっしょい!



3年2組オリジナルシャツ



バーチャル花火大会



写真展



USS (ユニバーサルスタジオ榛東)



スライムづくり



ボウリング



焼きたてを提供!

2年4組も参加!
村内のピザ屋さんの協力を得て、総合的な学習の時間の授業で考案したオリジナルピザを提供



魚釣り



射的



オリジナルピザを無料で提供
吉田ピザ店×2年4組
Smile Pizza Project



令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について

問い合わせ先 榛東村保健相談センター (☎0279-70-8052)

令和6年4月1日以降の新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種から季節性インフルエンザと同様のB類疾病の定期接種に位置付けられ、以下のとおり制度が変更される予定です。

なお、以下の内容は3月時点のものであり、国の方針で変更となる場合があります。

現在と令和6年4月1日以降の比較

	令和6年3月31日まで	令和6年度以降(4月1日から)
接種の分類	特例臨時接種	B類疾病の定期接種(季節性インフルエンザと同様)
対象者	生後6か月以上の方	1. 65歳以上の方 2. 60~64歳で重症化リスクの高い方 ^(※1) ※上記対象者以外の方は任意接種として接種が可能
接種期間と回数	令和5年9月20日から 令和6年3月31日までの間に1回	毎年秋冬に1回
費用	無料	一部自己負担(負担額は未定)
努力義務	あり	なし
使用ワクチン	・ファイザー ・モデルナ など	未定
予防接種済証	接種を受けた方に交付	定期接種として受けた方に交付

(※1)60~64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(コロナワクチン接種における基礎疾患を有する方とは対象が異なりますのでご注意ください。)

任意接種

令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方は、任意接種として受けることができます。費用は全額自己負担となります。



榛東村あんしん見守りシールの交付について

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

榛東村では、認知症などで徘徊のおそれがある高齢者の方に榛東村見守りシールを交付しています。衣服などに貼った見守りシールのQRコードを読み取っていただくと、ご家族の方に発見通知メールが届き、行方不明者の早期発見につながります。申請する場合は、役場健康保険課までお問い合わせください。また、見守りシールを身に付けて困っている方を見つけた場合は、二次元コードを読み取っていただくか、役場、警察または消防にご連絡をお願いします。

対象者

おおむね65歳以上の方
医師により初老期における認知症と診断された方

内容

耐洗シール 20枚、蓄光シール 10枚
※追加で見守りシールを交付する場合は、別途費用がかかります。



(シール装着用例)



国民健康保険 加入・脱退の届出は14日以内に

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

国民健康保険制度について

国民健康保険は、誰もが安心して医療機関などで受診できるように、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または3か月未満の在留期間等の外国籍の方を除き、全ての方が加入します。

こんなときは14日以内に届出を

職場の健康保険に加入、脱退したとき、または住所変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康保険課へ届出をしてください。職場を入退職した方について、職場から役場健康保険課に届出はありませんので、届出のお忘れにご注意ください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国民健康保険の加入	他の市区町村から転入したとき	前住所地の転出証明書、旧被扶養者異動連絡票（該当者のみ） 福祉医療費受給資格者証交付状況証明書（該当者のみ）
	職場の健康保険を離脱したとき またはその扶養家族でなくなったとき	社会保険離脱証明書、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成されたとき (在留期間が3か月を超える等)	パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書、前住所地の転出証明書
国民健康保険の脱退	他の市区町村に転出するとき	世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	職場の健康保険に加入したとき またはその扶養家族になったとき	職場の健康保険に加入した方全員の国保被保険者証と職場の健康保険証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	死亡したとき	世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	外国人の加入資格がなくなったとき	世帯全員の国保被保険者証、パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）
	被保険者証を紛失・破損したとき	破損した国保被保険者証
	修学のため他の市区町村に転出するとき	国保被保険者証、在学証明書または学生証

※届出には、マイナンバーカード（または通知カードと顔写真付きの身分証明書）が必要となります。なお、世帯が異なる方が手続きする場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要となります。

加入の届出が遅れると

国民健康保険の加入の届出が遅れた場合、その間に医療機関などを受診するときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を、一括で納めなければなりません。

脱退の届出が遅れると

国民健康保険の脱退の届出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったあとに医療機関などを受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなります。また、脱退の届出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。



福祉医療費受給資格者証の届出もお忘れなく

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

こんなときは必ず届出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者証の変更または喪失などの手続きが必要になります。右の表に該当する変更などがあった場合は、健康保険証、受給資格者証等を持参のうえ、健康保険課へ必ず届出をしてください。

	こんなとき
資格変更	加入している健康保険が変わったとき
	村内で住所が変わったとき
	氏名または世帯主が変わったとき
資格喪失	村外へ転出するとき
	死亡したとき
	生活保護を受けるようになったとき
その他	福祉医療費受給資格者証を紛失・破損したとき
	交通事故のケガで医療機関等を受診し、福祉医療費受給資格者証を使用したとき
	高額療養費等の支給を受けたとき（榛東村国民健康保険被保険者を除く）



お手元の福祉医療費受給資格者証の有効期限が15歳に達する日以後の最初の3月31日の保護者の方へ福祉医療費受給資格者証の差替えのお願いについて

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

福祉医療費における制度改正に伴い、現在、お手元の福祉医療費受給資格者証の有効期限が15歳に達する日以後の最初の3月31日になっている方を対象として、有効期限を延長した新しい福祉医療費受給資格者証を送付します。

対象者には、新しい受給資格者証を郵送しますので、4月1日以降、医療機関などを受診される際は、新しい受給資格者証を使用してください。

また、4月1日を過ぎましたら、お手元の受給資格者証は役場へ返却または裁断などにより破棄し、誤って使用しないようご注意ください。

発送時期

3月21日 (木)

変更点

有効期限 15歳に達する日以後の最初の3月31日



有効期限 18歳に達する日以後の最初の3月31日

留意事項

今後、転出を予定している場合、送付した受給資格者証を返却していただく必要があります。転出の手続きの際に、健康保険課へ返却してください。



しんとうスポーツクラブ入会のご案内

問い合わせ先 しんとうスポーツクラブ事務局 (☎0279-26-2765)

令和6年度しんとうスポーツクラブの各プログラムの会員を募集します。

○申込期間 令和6年4月1日(月)から随時受付

○申込方法 直接会場にお越しいただき、役員に「入会金+活動費」をお渡しください。

申込用紙は、各会場または事務局に設置しております。

入会金【会員1人あたりの年会費】 + 活動費【プログラムによって異なります】

高校生以下	500円
一般	2,000円
65歳以上	500円

・バレーボール：1,000円/年	・体操教室：2,000円/年
・インディアカ：1,000円/年	・チアダンス：1,500円/月
・バドミントン：1,000円/年	・ペガッソVC：1,000円/月
・キッズフットサル：500円/年(兄弟姉妹無料)	

※令和6年度の予定です。

各クラブの情報は、以下のとおりです。

<p>○バレーボール</p> <p>開催日：毎週水曜日 4/3から 時間：19時30分から21時30分まで 会場：しんとうスポーツアリーナ 対象者：中学生以上(男女) 内容：基礎練習・ゲーム</p>	<p>○体操教室</p> <p>開催日：検討・調整中 時間：午後(1時間程度) 会場：榛東中学校講堂(体育館) 対象者：小学3年生以上(男女) 内容：マット運動・トランポリン ※開催日は決定後、募集チラシでお知らせします。</p>
<p>○インディアカ</p> <p>開催日：毎週月曜日 4/1から 時間：19時30分から21時30分まで 会場：榛東中学校講堂(体育館) 対象者：中学生以上(男女) 内容：基礎練習・ゲーム</p>	<p>○チアダンス</p> <p>開催日：毎月第2・3・4土曜日 時間：16時から17時まで 会場：南部コミュニティセンター 対象者：幼児以上(男女) 内容：ぽんぽんを持って踊るダンス。ジャズ、ヒップホップダンスなどの基礎練習・発表</p>
<p>○バドミントン</p> <p>開催日：毎週土曜日 4/6から 時間：19時から21時まで 会場：第1・3・5土曜日：しんとうスポーツアリーナ 第2・4土曜日：榛東中学校講堂(体育館) 対象者：小学生以上(男女) ※小学校低学年(3年生以下)の入会には、保護者の方の付添いをお願いします。 内容：基礎練習・ゲーム</p>	<p>○ペガッソバレーボールクラブ</p> <p>開催日：毎週火・金、第2・4土曜日 時間：19時30分から21時30分まで 会場：しんとうスポーツアリーナ 対象者：中学3年生以上(男女) 内容：基礎練習・ゲーム</p>
<p>○キッズフットサル</p> <p>開催日：第2日曜日 4/14から 時間：17時30分から19時30分まで 会場：榛東中学校講堂(体育館) 対象者：幼児年少～中学生(男女) 内容：遊んで楽しむフットサル、ゲームを中心に身体を動かします。</p>	



政治家の寄附の禁止について

問い合わせ先 榛東村選挙管理委員会 (☎0279-26-2195)

皆さまにご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）」です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈物を求めることも公職選挙法により禁止されています。また、政治家の後援団体などが行う寄附や贈物なども禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守り、明るい選挙の実現にご協力ください。

○政治家の寄附禁止の対象例

- 1 お歳暮・お年賀など
- 2 落成式・開店祝などの祝花、葬儀の供花、病気見舞いなど
- 3 お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ
- 4 結婚祝※、香典※、卒業祝、入学祝など

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)



(総務省ホームページ)



空き家のことでお困りではありませんか？

問い合わせ先 建設課 (☎0279-26-2609)

空き家の問題は様々な分野に渡るとともに、その解決には専門的な知識が必要なことがあります。村では、空き家問題の解決に役立てるため、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の協力のもと、宅地建物取引士による空き家対策無料相談会を開催します。空き家のことでお困りの方は、ぜひともこの機会にご利用ください。

年間スケジュール

毎月第3木曜日（8月・3月は第2木曜日） 13時30分から16時まで（最終受付時刻：15時30分）

空き家対策無料相談会	
令和6年4月18日（木）	令和6年10月17日（木）
令和6年5月16日（木）	令和6年11月21日（木）
令和6年6月20日（木）	令和6年12月19日（木）
令和6年7月18日（木）	令和7年1月16日（木）
令和6年8月8日（木）	令和7年2月20日（木）
令和6年9月19日（木）	令和7年3月13日（木）

相談方法

対面相談または電話相談（相談時間は約30分間）。

予約方法

相談希望日の2日前までに、建設課あて電話で予約をしてください（先着順）。なお、相談予約が多数あった場合は、相談希望日に予約ができないことがあります。

相談に必要なもの

空き家の所有者、所在地、家屋種類、面積、建築年などが分かる書類（固定資産税納税通知書や登記事項証明書など）をご準備ください。



木造住宅耐震診断者の派遣を行います

問い合わせ先 建設課 (☎0279-26-2609)

村では、木造住宅にお住まいで、耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書類などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

対象住宅（次の要件を全て満たす住宅）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅または住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ② 平屋建てまたは2階建てのもの
- ③ 在来軸組工法によって建築されたもの

対象者（次の要件を全て満たす方）

- ① 対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ② 村税の滞納がない方（属する世帯の世帯員全員）

募集戸数

2戸（定数になり次第締め切ります）

耐震診断の費用

無料（ただし、診断者の交通費につきましては個人負担となります）

必要書類

- ① 榛東村木造住宅耐震診断者派遣申請書
- ② 村税の未納税額のないことの証明書（税務課で発行できます）
- ③ 対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）（税務課で発行できます）
- ④ 住民票の写し（住民生活課で発行できます）
- ⑤ 現況写真
- ⑥ 建築確認通知書※

※建築確認通知書が無い場合は、調査用図面の作成が必要となり、別途費用（10,000円）がかかります。
なお、調査用図面は現場を調査した診断者が作成しますので、図面作成費用は直接診断者にお支払いいただくこととなります。

申請期間

令和6年4月1日（月）から令和6年9月6日（金）まで

その他

耐震診断を希望する方は、役場建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しくください。詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱（建設課で配布または村ホームページからダウンロード可）をご覧ください。



木造住宅耐震改修補助金の交付を行います

問い合わせ先 建設課 (☎0279-26-2609)

村では、耐震診断に基づき木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金の交付を行います。

対象住宅 (次の要件を全て満たす住宅)

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅または住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ② 平屋建てまたは2階建てのもの
- ③ 在来軸組工法によって建築されたもの
- ④ 耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅

対象者 (次の要件を全て満たす方)

- ① 対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ② 村税の滞納がない方 (属する世帯の世帯員全員)

補助金の内容

補助率	補助上限額
耐震補強工事費の4分の1	50万円

必要書類

(交付申請時提出書類)

- ① 木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書
- ② 申請場所を示した付近見取図
- ③ 耐震補強工事の設計図書
- ④ 耐震補強工事に要する費用の見積書などの写し
- ⑤ 建築確認済証の写し (耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る)
- ⑥ 耐震診断の結果の写し
- ⑦ 村税の未納税額のないことの証明書 (税務課で発行できます)
- ⑧ 対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書 (評価証明) (税務課で発行できます)
- ⑨ 住民票の写し (住民生活課で発行できます)

申請期間

令和6年4月1日 (月) から令和6年9月6日 (金) まで

その他

耐震改修を希望する方は、役場建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しく下さい。詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震改修補助事業実施要綱 (建設課で配布または村ホームページからダウンロード可) をご覧ください。

大会等の結果をお知らせします

第31回村民綱引き大会

男子 優勝：第7区
準優勝：第14区
第3位：第21区



男子優勝 第7区

女子 優勝：第21区
準優勝：第14区
第3位：第7区



女子優勝 第21区

第19回村民インディアカ大会

優勝：おかあさんといっしょ
準優勝：アンパンマンズ
第3位：クセ強ロンGE



おかあさんといっしょ



アンパンマンズ



クセ強ロンGE

3月新刊情報

南部コミュニティセンター図書室

問い合わせ先 南部コミュニティセンター (☎0279-54-0488)

利用時間 8時30分から17時まで 休館日 毎週月曜日・祝日



おすすめ本



星を編む

才能という名の星を輝かせるために、魂を燃やす編集者たちの物語。漫画原作者・作家となった権を担当する編集者二人が繋いだ物語。ほか「春に飛ぶ」「波を渡る」の二編



はるさんと1000本のさくら

過疎の村に残された10人のおばあさん。新たに住んでもらうのにはどうしたら良いか、10人は考えました。自分の大切な場所が、誰かの大切な場所になってくれたらと、遠い未来に向け10人はさくらを1000本植えました。

書名	著者名
うしろのおしず 龍と姥神	小野寺 S一貴
世界でいちばん透きとおった物語	杉井 光
殺戮にいたる病	我孫子 武丸
妻に龍が付きまして	小野寺 S一貴
彗星とさいごの竜	今井 恭子
焔と雪	伊吹 亜門
リラの花咲くけものみち	藤岡 陽子
ともぐい	川崎 秋子
八月の御所グラウンド	万城目 学
星を編む	凧良 ゆう

書名	著者名
続 窓ぎわのトットちゃん	黒柳 徹子
はしれ! おべんとう	片岡 直樹
ノラネコぐんだん ケーキを食べる	工藤 ノリコ
妖怪横丁	広瀬 克也
もぐらけんせつ	長崎 真悟
ぬまの100 かいだてのいえ	岩井 俊雄
キングダム 64・65	原 泰久
雪わたり	宮沢 賢治
はるさんと1000本のさくら	ただ のぶこ
うちのこぼこ兄妹発達障害子育て絵日記	寺島 ヒロ

お元気ですか

保健相談センター

です

しんとう健康ダイヤル24

☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

4月1日から、予防接種の受け方が一部変更されます

五種混合ワクチンの定期接種化

五種混合ワクチンは、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブの予防接種です。

従来の四種混合ワクチンとヒブワクチンが一緒になったワクチンです。

■定期接種対象者

生後2か月から90か月に至るまでの方

※四種混合ワクチンとヒブワクチンです。すでに接種を開始している方は、原則五種混合ワクチンを接種することはできません。

■予診票について

令和6年2月生まれのお子さんから配布予定です。それ以前に生まれたお子さんで、五種混合ワクチンを希望する場合は、榛東村保健相談センターまでお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者の変更

■定期接種対象者

接種当日65歳の方

※66歳以上で過去に村の助成を受けていない方で、接種を希望する場合は、榛東村保健相談センターまでお問い合わせください。

■予診票について

65歳の誕生月の翌月に送付します。

带状疱疹ワクチンの申請方法

申請方法が一部変更になります。

■申請方法

○令和6年3月まで
接種前に保健相談センターで事前申請を行う。

○令和6年4月から

①榛東村・渋川市・吉岡町の医療機関で接種する場合、直接医療機関に予約して接種する。(事前申請は不要)

②その他市町村の医療機関で接種する場合、接種前に保健相談センターで事前申請を行う。

■対象者

接種当日村に住民登録があり、50歳以上で過去に村の带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を受けていない方

■助成金額

ワクチンの種類により異なります。

○乾燥弱毒生水痘ワクチン(ヘビゲン)：4,000円(1回まで)

○乾燥組換え带状疱疹ワクチン(シングリックス)：1回につき10,000円(2回まで)

▼問い合わせ先

保健相談センター

☎0279-170-8052



急病で救急車を要する場合は、迷わず「119番」 救急医療情報テレフォンサービス ☎0279-23-0099 夜間急患診療所 (19時から22時まで、年中無休) ☎0279-23-8899

休日当番医

		内科		外科		歯科	
4月	7日(日)	青い鳥ファミリークリニック (渋川) ☎0279-26-2681	塚越クリニック (渋川) ☎0279-60-7700	とまるクリニック (渋川) ☎0279-26-7711	高橋歯科クリニック (渋川) ☎0279-24-8211		
	14日(日)	斎藤内科外科クリニック (渋川) ☎0279-22-1678	竹内小児科 (吉岡) ☎0279-30-5151	渋川医療センター (子持) ☎0279-23-1010	吉岡歯科クリニック (渋川) ☎0279-24-8289		
	21日(日)	中野医院 (渋川) ☎0279-22-1219	関口医院 (吉岡) ☎0279-55-5122	大滝クリニック (吉岡) ☎0279-30-5800	K歯科クリニック (渋川) ☎0279-22-2331		
	28日(日)	ふるまき内科医院 (渋川) ☎0279-25-8881	榛東さいとう医院 (榛東) ☎0279-54-1055	加藤整形外科医院 (渋川) ☎0279-20-1007	石田歯科医院 (渋川) ☎0279-25-0411		
	29日(月)	厚成医院 (渋川) ☎0279-22-1060	赤城開成クリニック (赤城) ☎0279-20-6500	有馬クリニック (渋川) ☎0279-24-8818	しまむら歯科クリニック (渋川) ☎0279-20-1182		

暮らしの 情報

行政相談を開催します

- 日時…4月19日(金)
13時30分から16時まで
- 会場…楽集センター
- 内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

榛東村地域包括支援センター

- 本村在住の高齢者の方で、困りごとや心配ごとがありましたらご相談ください。
- 場所：榛東村保健相談センター内
(☎0279-25-8441)

お知らせ
NEWS



春季道路愛護の実施について

道路愛護活動は地域住民が主体となつて日常使用している道路の安全と美化を図り、きれいなまちづくりを行うことを目的として実施するものです。

- 実施日 令和6年4月21日(日) 8時から

- 作業内容 路面、側溝の清掃
路肩の除草など
- 土砂などの処理

清掃で発生した土砂は、指定された場所(榛東中学校西側の村有地)に搬入してください。土砂に混入しているゴミ類は、可能な限り分別をお願いします。

- ▼問い合わせ先
建設課

☎0279-2612609



『救急隊のコンビニ・売店の利用について』

救急件数が年々増加し、救急隊が食事を取るのも困難な状況が増えつつあります。

救急隊の熱中症予防や健康管理のためにも、救急隊がコンビニなどを利用することがあります。

救急車内で休憩する際には「食事・水分補給中」と書かれた掲示物を出していますが、いつでも出勤可能な態勢を維持していただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ▼問い合わせ先
渋川広域消防署

☎0279-2510119

消火栓調査にご理解・ご協力を

渋川広域消防本部では、火災発生時に直ちに消火活動ができるよう、消火栓の調査を定期的に実施しています。調査によっては、ご家庭の水道水に若干の濁りが生じる場合がありますが、少しの間水を出し続けることで濁りは解消されます。

消火栓調査にご理解・ご協力をお願いします。

- ▼問い合わせ先
渋川広域消防署

☎0279-2510119

毎月勤労統計調査にご協力を

群馬県では毎月勤労統計調査を行っています。この調査では、事業所の1か月あたりの賃金などを毎月申告していただきます。その結果は経済指標の一つとして景気判断や社会保障制度を検討する際の基礎資料となります。

皆様の調査へのご理解・ご協力をよろしく願います。

- 調査内容
毎月の賃金、労働時間、常用労働者数など
- 対象・調査方法

県内事業所のうち、厚生労働大臣が無作為に選んだ事業所が対象です。回答方法は調査員による聞き取り、郵送またはオンラインのいずれかになります。

- ▼問い合わせ先
群馬県庁統計課

☎027122612419

自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税されます

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税となる県税です。次の場合は、令和6年3

月29日(金)までに、運輸支局で必ず手続きを行ってください。手続きを済ませないと既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかったりするなど、トラブルの原因となります。

- 手続きが必要な場合

○名義人の方の住所または氏名に変更があった場合【変更登録】

○自動車を買買、譲渡した場合【移転登録】

○自動車を使用しなくなった(廃車した)場合【抹消(廃車)登録】

■その他
軽自動車税(種別割)については、村役場にお問い合わせください。

- ▼問い合わせ先

自動車税(種別割)
群馬県自動車税事務所

☎027126314343

渋川行政課事務所
☎027912214050

自動車の登録手続き
関東運輸局群馬運輸支局

☎0501554012021



自動車税の納税は役場で できます!

自動車税の納税は榛東村役場1階の会計課
窓口でできます。ぜひご利用ください。

防災行政無線の放送内容は電話でも
確認できます。

☎0279-54-3499



人権擁護委員の任命について

令和6年1月1日付けで次の
方が法務大臣から人権擁護委員
に委嘱されました。

村上 利恵子 氏



人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けつけたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。人権擁護委員は法務局職員とともに、常設相談所で、面接や電話による人権相談に当たっています。

常設相談所は、土日・祝祭日を除いて毎日開設しています。相談は無料で、相談についての秘密は厳守します。
最寄りの常設相談所は左記二次元コードから御確認いただけます。(http://www.moj.go.jp/jinken/jinken03_00223.html)

▼問い合わせ先
住民生活課

☎0279-126-12494



「女性相談センター」を ご利用ください

県女性相談センターは「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律(DV防止法)」に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、女性からの相談に応じています。秘密は厳守します。

■相談日・時間

○月曜日から金曜日

9時から19時30分まで

○土曜日

10時から17時まで

○日曜日

13時から17時まで

※祝日および年末年始を除く
※弁護士によるDV法律電話相談は事前の申し込みが必要です。

■相談内容

パートナーからの暴力などで悩んでいる女性の相談や支援、女性が抱えているさまざまな悩みの相談など

■費用 無料

■相談方法 電話

▼相談・問い合わせ先

群馬県女性相談センター

☎027-126-14466



男性向け電話相談を開 設しています

ぐんま男女共同参画センター「とらいあんぐるん相談室」では、「男性向け電話相談」を開設しています。男性が抱えがちな重圧や悩み(男はこうあるべきだ「弱音を吐くな」など)についての相談に応じます。月2回(第2・4日曜日)開設しています。

■相談・時間

毎月第2・4日曜日

13時から16時

■費用 無料

■相談方法 電話

■相談先

とらいあんぐるん相談室「男性相談」

☎027-1212-0372

▼問い合わせ先

ぐんま男女共同参画センター

☎027-1224-12211



ぐーちよぎパスポートは デジタル版が便利です

18歳までの子ども及び妊婦の方に配付している「ぐーちよぎパスポート」が、スマートフォン等でも利用できるようになりました。

デジタル版は、新しくなった紙カード裏面の二次元コードから利用登録できます。より便利になったぐーちよぎパスポートを提示して、協賛店舗で「ちよっとお得なサービス」をご利用ください。

新しいパスポートは、県生活こども課および市町村の担当窓口で配付しています。

▼問い合わせ先

群馬県生活こども課

☎027-1226-12392

しんとう安全・安心メールにご登録を

村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールにて配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

登録ができない場合は総務課でお手伝いします。

ml.shinto@e-park.ne.jp



広報カレンダー 4月

日	月	火	水	木	金	土
31	1 保 10:00 はつらつ教室 保 13:30 健康相談	2	3	4 楽 10:00 はつらつ教室 保 10:30 おはなしアイアイ	5	6
7	8 保 10:00 はつらつ教室 楽 13:30 楽集シネマ 保 13:30 健康相談	9	10 村 17:15~19:30 住民生活課夜間窓口	11 楽 10:00 はつらつ教室	12 心 9:30 心配ごと相談	13
14	15 保 10:00 はつらつ教室 保 13:30 健康相談	16 保 13:00 3歳児健診	17 楽 13:30 人権相談	18 保 9:30 すくすく教室(保護・母乳相談) 楽 10:00 はつらつ教室 保 10:30 すくすく教室(リトミック)	19 村 13:30 農地・農業者年金相談	20
21 8:00 春季道路愛護	22 保 10:00 はつらつ教室 保 13:30 健康相談	23 保 13:00 2歳児健診	24	25 楽 10:00 はつらつ教室	26 保 10:00 離乳食スタート教室 心 13:30 無料法律相談	27
28 村 8:30 日曜税務窓口 村 9:00~11:30 住民生活課日曜窓口	29 昭和の日	30 保 13:00 乳児健診	1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日

※ふれあい館休館日

4月8日(月)、4月22日(月)

実施場所

村 村役場 保 保健相談センター 心 ささえの家 中 中央公民館 南 南部コミセン ふ ふれあい館 耳 耳飾り館
児 児童館 ア しんとうスポーツアリーナ 楽 楽集センター 心 総合グラウンド 公 ふるさと公園 棒 榛東中体育館

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
 新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
 (本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>
 ぐんせい

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142

北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>
 モデルハウス ぐんまの木の家「こもれび」北群馬郡榛東村新井3252-5

新年度に向け、健康には十分ご留意なされ、益々のご活躍を祈念申し上げます。

診療時間 / AM8:30~PM12:00
 PM2:30~PM 7:00
 休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日 (祝日のある週は水曜診療日)

榛東村新井1223-1
 0279-25-8820

あおば歯科医院

いわくら榛東接骨院

でんわ 090-7426-4752

榛東村広馬場 873-2 サクシードヒルD.E 2部屋分
 駐車場はウラに多数有ります TEL0279-25-8666
 ※八ノ海道信号東に800m『小林新聞店さん』東100m左折すぐ

「交通事故/労災指定・保険接骨院」7時半まで受付 時間外予約も可!
 (^^) コロナ対策徹底! 個室施術、最新エコーも完備 (^^)

不動産売買は まかせて安心 地元の業者

有限会社 マシモ開発

〒370-3502 北群馬郡榛東村大字山子田 873-1

TEL.0279-54-5550 (代)
 FAX.0279-54-5649

有限会社 群馬サポート

☎0279-54-2322 村内全域

- 浄化槽保守点検
- 浄化槽清掃
- 浄化槽修理
- 一般くみとり

榛東村長岡 939-1 お気軽に連絡ください。



増田明美さんが榛東村で講演

2月23日（金・祝）、南部コミュニティセンターで榛東村文化講演会が4年ぶりに開催されました。スポーツジャーナリストの増田明美さんを招き「自分という人生の長距離ランナー」と題して、ご自身の体験談を交えながらお話いただきました。事前に配布された整理券は配布開始後すぐになくなり、当日は大勢の方が訪れました。

能登半島地震被災地に職員を派遣

2月26日（月）から3月1日（金）までの5日間、「令和6年能登半島地震」で被災した石川県かほく市へ榛東村の職員を1名派遣しました。出発前には南村長から激励の言葉がかけられ、派遣となる職員からは「1日も早い復興のため業務を確実にやりたい」と決意が語られました。

現地では、住家被害認定調査や罹災証明に関する業務に携わりかほく市業務を支援しました。



守るために、「不審者侵入対応訓練」

2月26日（月）、榛東村社会福祉協議会がふれあい館で「不審者侵入対応訓練」を開催しました。講師に渋川警察署生活安全課長を招き、社会福祉協議会職員、計17名の方が受講しました。実際のさすまたを使用した防犯訓練や、被害に遭わないための対策などを講師と職員の対話形式で学びました。ふれあい館を管理する同協議会職員からは「安心安全な施設運営に努めたい」と語られました。

将来の夢は自衛官

3月1日（金）、令和6年度から陸上自衛隊高等工科学校に入校予定の武藤雅晴さん（中央左）が南村長を表敬訪問しました。当日は榛東村自衛隊家族会長の石川正人さん（中央右）もお祝いに訪れ、南村長とともに祝福の言葉をかけました。合格した武藤雅晴さんからは「自衛官になるのは、小学生のときからの夢だった。榛東村を代表して頑張りたい」と意気込みが語られました。



教育集会所学習成果合同発表会

3月3日（日）、南部コミュニティセンターで第42回榛東村教育集会所学習成果合同発表会が開催されました。教育集会所や楽集センターで活動する団体などが合唱、舞踊、民踊、ダンス、カラオケ、詩吟、コーラス、フラダンスなど合計30演目を発表しました。また、落語家の笑福亭学光さんを招き「笑いでコミュニケーションづくり」と題して講演を行いました。

創造の森（キャンプ場等）が今シーズンも始まります！

問い合わせ先 産業振興課（☎0279-26-2559）

創造の森（キャンプ場・森の恵みを食す小屋・ストライダーコース）は、令和6年4月5日（金）9時から開場いたします。キャンプ場および森の恵みを食す小屋の予約受付については、次のとおりです。みなさまからのご予約をお待ちしております。

開場期間

令和6年4月5日（金）～11月23日（土・祝）

仮予約受付方法

役場窓口または電話で仮予約してください。

その他

ご利用方法については、村ホームページ記載の「創造の森の利用について」をご覧ください。



◀村ホームページはこちら

～綺麗な榛東村でありつづけるために～

プラスチック類専用指定袋の販売が始まりました

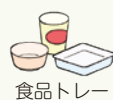
令和6年4月から始まるプラスチック類の収集に使用する指定袋が、2月下旬から販売開始となりました。桃色半透明の袋にしんとうちゃんのイラストがあらわれたかわいらしいデザインとなっています。可燃ごみおよび不燃ごみ専用指定袋と同様に、お近くの商店にてお買い求めいただけます。プラスチック類の出し方は、「ごみ収集計画表」をご確認ください。



プラスチック類専用指定袋

プラスチック類として出せるものの例

プラスチック製容器包装
(プラマークのあるもの)



食品トレイ



弁当の容器



卵のパック



発泡スチロール



ビニール袋



ボトル類

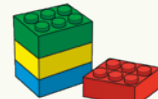
プラスチック製品
(プラスチックのみでできたもの)



ハンガー



CD・DVD



おもちゃ



バケツ



クリアファイル



ラップ

広報しんとう 令和6(2024)年3月号 No.638

発行：榛東村 編集：総務課
〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1
☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225
ホームページアドレス <https://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(2月末日現在)

総人口 14,623人 (-24)

男 7,494人 (-23)

女 7,129人 (-1)

世帯数 6,236戸 (-19)

※ ()は対前月

